

令和8年4月にお子様が小学校に入学される保護者様へ

就学援助（新入学学用品費）の入学前支給について

館山市では、令和8年4月に公立小学校に入学予定のお子様がいるご家庭で、経済的な理由でお困りの保護者のうち、就学援助の要件に該当し、1月中に申請された方に、入学準備金として学用品費を入学前（3月）に支給します。

＜入学準備金の入学前支給を受けることができる方＞

次の（1）～（3）の要件の全てに該当する方

- （1）令和8年1月に館山市に居住している方（令和8年3月末日以前に館山市外に転出する方を除く）
- （2）お子様が令和8年4月に公立小学校に入学予定の方
- （3）就学援助の要件に該当する方

※ 別添『令和8年度就学援助制度のお知らせ』の「〇対象となる方」参照

＜申請手続き＞

◆申請場所

令和8年1月7日（水）以降に、次のいずれかにて相談後、申請書を記入し提出してください。

- （1）館山市立小学校に入学予定の場合：入学予定の館山市立小学校
- （2）館山市立小学校以外の公立小学校に入学予定の場合：館山市教育委員会教育総務課

◆受付期間 令和8年1月7日（水）～1月30日（金）

◆申請に必要なもの

- （1）印鑑
- （2）入学準備金の振込先の保護者口座がわかる通帳等
- （3）申請に必要な証明書類等（裏面をご確認ください。）

今回入学前支給の申請をされない場合でも、4月中に令和8年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（5月下旬）に支給します。

＜支給額・支給時期＞

◆支給内容

入学にあたり通常必要とする学用品及び通学用品の購入費として57,060円

◆支給時期 令和8年3月中旬～下旬頃

◆支給方法 保護者名義の預貯金口座に直接振込み

今回、入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、令和8年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。

（裏面もご覧ください。）

＜申請に必要な証明書類等＞

- ◆ 令和7年1月2日以降に館山市に転入された方は、令和6年分の収入額等を確認できる書類（収入のある方が複数いる場合は、全員の証明書類等が必要です。）
例 令和6年分確定申告書（本人控え）写し、令和6年分の源泉徴収票
- ◆ 生計を共にしており、単身赴任等で館山市外に暮らしている方がいる場合は、その方の令和6年分の収入額等を確認できる書類
- ◆ 遺族年金を受給している方は、受給額を確認できるものの写し
- ◆ 令和6年1月から現在までに退職所得があった場合は、退職所得の源泉徴収票の写し

前年度又は今年度の状況	必要な証明書類
市民税の減免を受けている方	減免を受けていることを証明する書類
個人の事業税の減免を受けている方	減免を受けていることを証明する書類
固定資産税の減免を受けている方	減免を受けていることを証明する書類
国民年金掛金の減免を受けている方	国民年金保険料免除申請承認通知書
国民健康保険税の減免 又は徴収の猶予を受けている方	減免又は猶予を受けていることを証明する書類
ひとり親家庭などで 児童扶養手当を受けている方	児童扶養手当証書等 (申請時点で有効期限内の証書であること)
生活資金の貸付	貸付を受けていることを証明する書類
職業安定所登録日雇労働者 又は雇用保険が支給されている方	そのことを証明する書類

- ◆ その他、必要な書類がある場合は、教育委員会から連絡します。

※ 書類に不備がある場合は、決定できないためお返しすることがあります。

就学援助には審査があります。申請者がすべて認定となるわけではありません。
給食費の口座振替のお手続きには時間がかかりますので、就学援助を申請していく
も、給食費口座振替のお手続きは必ずおこなってください。

＜生活保護受給中の方について＞

生活保護受給中の子様の入学準備金は、社会福祉課保護係にお問い合わせください。

ご不明な点がありましたら、
館山市教育委員会 教育総務課 (TEL: 22-3685) までお問い合わせください。

保護者の皆様へ

令和8年度就学援助制度のお知らせ

館山市教育委員会

就学援助制度は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。

○ 対象となる方

館山市内に居住している、もしくは館山市立小中学校に在学している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- 1 生活保護を受けている方（入学後の申請手続きとなります。）
- 2 生活保護世帯に準ずる程度に経済的にお困りの方で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	⑥固定資産税の減免
②市町村民税の非課税	⑦国民年金の掛金の減免
③市町村民税の減免	⑧国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
④市町村民税が均等割のみの者	⑨児童扶養手当の受給
⑤個人の事業税の減免	⑩生活資金の貸付
- 3 特別な事情のため経済的に困窮していて、就学援助を必要とする方

例 <ul style="list-style-type: none"> ・生計を維持している方の傷病・死亡・失踪・失業・離婚などにより、収入が激減した方 ・同一生計の家族のために多額の治療費や介護費を支払った方(医療費控除の申告を行った方) ・借金により給料の差し押さえを受けている方 ・借金の保証による多額の返済をしている方 	(住宅ローン、耐久消費財の購入等の財産を形成する債務は含まれません。) •交通事故等による多額の賠償金を支払っている方
---	--

○ 就学援助の内容・支給時期

- ① 学用品費 *定額【入学後】
- ② 通学用品費 *定額【入学後】
- ③ 新入学児童生徒学用品費 *定額【入学前（3月）支給】
- ④ 校外活動費（宿泊を伴うもの・伴わないもの）

*対象経費の実費・限度額あり【入学後】	*対象経費の実費【入学後】
---------------------	---------------
- ⑤ 修学旅行費 *対象経費の実費【入学後】
- ⑥ 学校給食費 *実費【入学後】
- ⑦ 医療費 *医療券^{注4}を交付【入学後】
- ⑧ 通学費 *定期券代等（小学生：片道4km以上、中学生：片道6km以上）
- ⑨ 体育実技用具費（中学生のみ）
- ⑩ オンライン学習通信費 *対象経費の実費

(⑧平成29年度から遠距離通学補助制度で支援のため、基本的に支給はありません。)	(⑧平成29年度から遠距離通学補助制度で支援のため、基本的に支給はありません。)
--	--

注1) 生活保護で教育扶助を受けている方は、⑤・⑦のみ対象

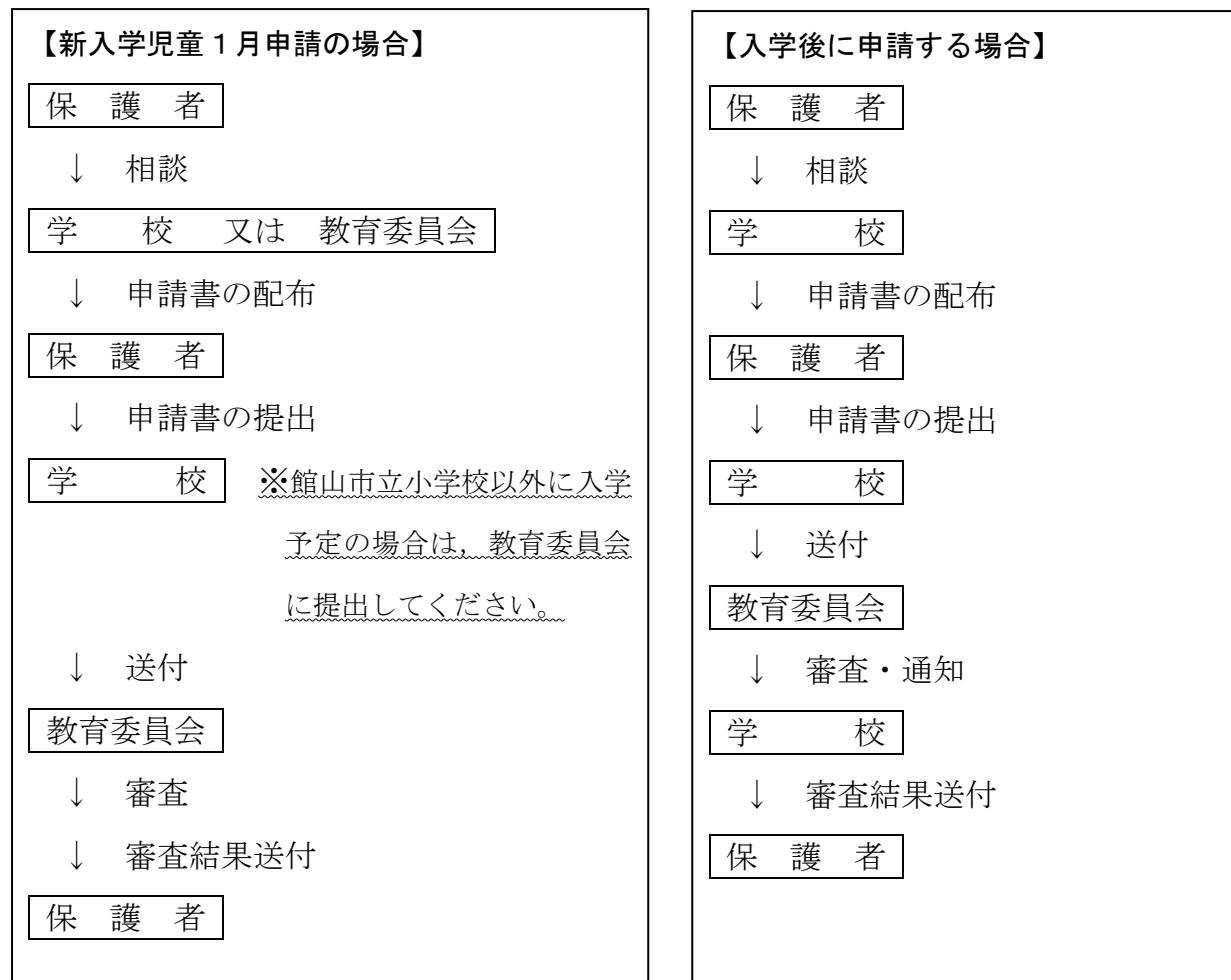
注2) 館山市立小学校に通学しているが、市外在住の方は、⑥・⑦のみ対象

注3) 館山市在住で市外の小学校に通学している方は、⑥・⑦以外の項目が対象

注4) 医療券は、定期健康診断の結果次に掲げる疾病^{*}にかかっている場合に交付されます。
なお、医療券を持たずに治療を受けた場合は、自己負担となることがあります。

*トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病（虫卵保有を含む）

○ 申請手続きの流れ



- ★ お子さんが2人以上の場合、それぞれ申請が必要です。
- ★ 申請手続きは、毎年度（1年ごとに）必要です。
- ★ 就学援助には審査があります。申請者がすべて認定となるわけではありません。
給食費の口座振替のお手続きには時間がかかりますので、就学援助を申請していても、給食費口座振替のお手続きは必ずおこなってください。

○ 審査結果(認定可否)の通知

認定可否の審査については、申請書の提出から、1～2か月程度かかります。

○ 認定後について

- ・ 事実ではない理由による申請など、虚偽・不正の内容であることが明らかとなった場合、また、支給された援助費を本来の趣旨以外の目的のために使用したことが明らかとなった場合には、認定を取り消しの上、援助費を返還していただくことがあります。

お問い合わせ先

館山市教育委員会 教育総務課

TEL 0470-22-3685